

# 山口県報

平成20年  
2月29日  
(金曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)……………(環境政策課)……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)……………(環境政策課)……………五

指定施設要件の変更予定保安林(森林整備課)……………九

萩都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………〇

臨港地区の分区の指定(港湾課)……………〇

公告

特定非常営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………一

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………一

土地改良区役員の届出(農村整備課)……………二

土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)……………二

換地処分の届出(農村整備課)……………三

県営明神地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………三

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………三



### 山口県告示第七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年二月二十九日から同年三月二十一日ま

の間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 ( $m^3/日$ )	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔 時日の使用 間隔 季節的変 動の概要
二七一イ	二五六	平成二〇、 三、二五	平成二〇、 五、三二	平成二〇、 六、一	連 続 二四時間 変動なし
三三ーリ	二四〇	平成二〇、 三、二二	平成二〇、 四、三〇	平成二〇、 五、一	"

備考 「二七一イ」及び「三三ーリ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。







(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理前	処理後	通 常	最 大	
排水処理施設	七・五	三	八・五	七・四	" 八五九・五 九八七
	八・五	七・四	八	二〇	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 6 排 水 口	No. 5 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
					通 常	最 大		
"	"	"	"	七・二	水素イオン濃度 (水素指数)	八・五	五・九	八八四・五五 一、〇二・一
"	"	"	"	八・五	化学的酸素要求量 (mg/l)	二二・二	八・一	
"	四・二	二	六・七	八・一	浮遊物質質量 (mg/l)	二〇	八・三	二二
七・一	二	三	一〇	二二・二	銅 (mg/l)	一	八・一	
"	六	八	八・三	八・一	窒素 (mg/l)	三・五	五・七	七
"	一五	八	八・三	二〇	リン (mg/l)	一・六	〇・九一	
"	"	"	検出せず	一	窒素 (mg/l)	五・八	〇・二六	二二
六・七	一・八四	〇・二	二・二	三・五	リン (mg/l)	〇・二六	〇・六九	
"	三・九	〇・三	五・八	五・七	窒素 (mg/l)	〇・二四	〇・四六	二九
〇・七五	〇・二四	〇・〇五	〇・二六	〇・四六	リン (mg/l)	〇・五四	〇・九一	
"	〇・一	〇・一	〇・六九	〇・九一	窒素 (mg/l)	一・六	一・六九	二九
七	五二	一六・九五	二二	二二	リン (mg/l)	一・六	一・六九	
"	"	"	"	"	窒素 (mg/l)	一・六	一・六九	二九
"	"	"	"	"	リン (mg/l)	一・六	一・六九	

山口県告示第八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年二月二十九日から同年三月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する遠心分離機及び静置分離器



一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 ジャパンファインスチール株式会社  
 住 所 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県告示第八十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年二月二十九日から同年三月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

### 五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

中和処理施設		
処理後		
変更後	変更前	変更後
"	"	"
"	"	"
二	一	二
二	一	二
"	"	"
"	"	"
一・一	一・五	一・一
一・一	一・五	一・一
"	"	"
"	"	"
二二	八	二二
二二	八	二二

No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			変更後	変更前	
変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	八	九・六	通
"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	三	四・三	常
"	"	浮遊物質 (mg/l)	一〇	一三	最
"	"	鉍油類 (mg/l)	検出せず	〇・九	大
"	"	窒素 (mg/l)	一・三	二・二	通
"	"	リン (mg/l)	〇・一	〇・二	常
"	"	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	二、九三、五〇八	二、九三、五〇八	最
"	"		二、四〇、四〇〇	二、四〇、四〇〇	大

名称 ジャパンファインスチール株式会社  
 所在地 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号

三 特定施設の種類  
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第六十六号の電気めつき施設

四 変更しようとする事項の内容  
 特定施設の構造及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

種類	項目	構造		造		使用の方法			
		変更前	変更後	工事着手	工事完成		使用開始	使用の時間	
六五	変更前	〇・五	八	平成二〇、一	平成二〇、五	平成二〇、六	連続	二四時間	季節的
	変更後	〇・五	八	平成二〇、一	平成二〇、五	平成二〇、六	連続	二四時間	季節的





五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

処理後	
変更後	変更前
"	七・五
"	八・五(七)
"	八
"	二
"	八
"	二〇
"	一
"	三
"	五
"	〇・四
"	〇・八
八五九・五	六二〇・五
九八七	七二五

No. 6 排 水 口	No. 5 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	項目		排水の 汚染 状態 の 値	排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
						変更後	変更前		
"	"	"	"	"	七・二	通	水素イオン濃度 (水素指数)	"	常
"	"	"	"	"	八・五	最	"	"	大
"	七・一	四・二	"	六・七	八・二	通	化学的酸素要求量 (mg/l)	"	常
"	一	六	"	一〇	一一・二	最	"	"	大
"	九	一五	"	八・三	八・二	通	浮遊物質 (mg/l)	"	常
"	"	二〇	"	二五	"	最	"	"	大
"	"	"	"	"	"	最	銅 (mg/l)	"	大
"	六・七	一・八四	"	二・二	三・五	通	窒素 (mg/l)	"	常
"	一五・六	三・九	"	五・八	五・七	最	"	"	大
"	〇・七五	〇・二四	"	〇・二六	〇・四六	通	リン (mg/l)	"	常
"	一・六一	〇・五四	"	〇・六九	〇・九一	最	"	"	大
"	七	五二	"	一六・九五	八八四・五五	通	排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )	"	常
"	一三	八九	"	二九	一、〇二一・一	最	"	"	大

山口県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第二項の規定により、保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 下関市豊田町大字李路子字尾崎七三九の一、字堂出七四四、七四五、七五二
- 萩市大字明木字横瀬東輪一ノ渡瀬二〇四一の一、字一ノ渡瀬二〇四二の一、二〇四二の二、字横瀬一ノ渡瀬二〇四四の一、二〇四四の四、字上横瀬一ノ渡瀬二〇四九の一、二〇五〇の一、二〇五〇の二、字上横瀬東ケ輪二〇五一の一、字横瀬宮蔵郷岳本谷二〇六六の二

- 美祢郡美東町大字給堂字たらたら山二 二二八、二二九
- 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇部市大字木田字藤内畑四五の三、四五の五、字滝ノ口一七の五、一一七の一三、大字芦河内字隠田五三三の五・字竹ノ埜五三三の六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字落シケ浴五三三の八、五三三の一九(次の図に示す部分に限る。)、五三三の二〇、五三三の二二、字三ノ藤内畑五三三の九、字ふるケ迫五三三四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、萩都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

萩市

二 都市計画事業の種類及び名称

萩都市計画下水道事業萩市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年二月七日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

萩市大字土原、大字唐樋町、大字江向、大字呉服町一丁目、大字呉服町二丁目、大字南古萩町、大字南片河町、大字堀内、大字東浜崎町、大字浜崎町、大字今魚店町、大字河添、大字平安古町、大字山田、大字浜崎新町、大字樽屋町、大字北片河町、大字春若町、大字古魚店町、大字細工町、大字油屋町、大字塩屋町、大字恵美須町、大字瓦町、大字北古萩町、大字熊谷町、大字今古萩町、大字古萩町、大字米屋町、大字津守町、大字西田町、大字下五間町、大字吉田町、大字東田町、大字御許町、大字橋本町、大字川島、大字椿東、大字上五間町及び大字椿

山口県告示第八十五号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により、萩都市計画臨港地区潟臨港地区の区分を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、萩土木建築事務所及び萩市建設部土木課において一般の縦覧に供する。

臨港地区の区分の指定に関する告示(平成十七年山口県告示第六十一号)は、廃止する。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 区分の種類

商港区、漁港区及び修景厚生港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

萩市大字椿東字後小畑、字北川及び字釜屋の各一部

2 面積

三・二ヘクタール

(二) 漁港区

1 位置

萩市大字椿東字後小畑及び字北川の各一部

2 面積

〇・六ヘクタール

(三) 修景厚生港区

1 位置

萩市大字椿東字釜屋の一部

2 面積

二・六ヘクタール



(七八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年四月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 元氣村二島東

代表者の氏名 西富 晟

主たる事務所の所在地 山口市秋穂二島七〇二四番地の一

三 定款に記載された目的

山口市及びその周辺地域の人々に対して、二島東地区に存する農地、水その他の農村環境の保全及び向上、景観の美化並びに地域住民と他の地域の住民との交流に関する事業を行うことにより、豊かな心をはぐくむことに寄与すること。

(七九) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成十九年十月十六日山口県公告(五〇七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年二月二十九日から同年三月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロス山口

所在地 山口市吉敷四三三二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(八〇) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成十九年十月十九日山口県公告(五一四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年二月二十九日から同年三月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シュープラザ下松店・ウォンツ下松桜町店

所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(八一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住 所
山口市阿知須土地改良区	理事	武永 輝男	山口市阿知須二六三三
"	"	山本 徹	"
"	"	飯田 宏史	"
"	"	田辺 徳雄	"
"	"	上野 一秋	"
"	"	竹原 利安	"
"	"	中村 成孝	"
"	"	伊藤 貞夫	"
"	"	長尾 進	"
"	"	大田 三郎	"
"	"	古谷 悦三	"
"	"	永山 寛	"
"	"	佐藤 昭典	"
"	"	末永 清	"
"	"	福岡 輝義	"
"	"	師井 忠良	"
"	"	藤村 嘉秀	"
"	"	藤村 是	"
"	"	中村 優照	"
"	"	津田 寿昭	"
"	"	津田 要	"

二 退任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住 所
山口市阿知須土地改良区	理事	飯田 宏史	山口市阿知須五七二〇
"	"	武永 輝男	"
"	"	徳永 孝一	"
"	"	田尾 喜一	"
"	"	藤重 義春	"
"	"	山本 徹	"
"	"	大田 三郎	"
"	"	佐藤 昭典	"
"	"	吉藤 登	"
"	"	古谷 悦三	"
"	"	長尾 進	"
"	"	師井 忠良	"
"	"	伊藤 貞夫	"
"	"	福岡 輝義	"
"	"	末永 清	"
"	"	永山 寛	"
"	"	藤村 嘉秀	"
"	"	藤村 是	"
"	"	中村 優照	"
"	"	津田 寿昭	"
"	"	津田 要	"
"	"	柴崎 尚典	"
"	"	津田 哲生	"
"	"	岸本 信行	"

〃	〃	〃	監 事	津田 秀樹	〃	〃	二五五四
〃	〃	〃	津田 洋	〃	〃	〃	二五八八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二七四四

(八二) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

周南市

奥堤地区

ため池の整備

〃

落迫地区

〃

二 縦覧の期間

平成二十年三月三日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(八三) 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、美祢市三光地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分をした年月日

平成二十年二月十四日

二 換地処分をした権利者数

四十七人

(八四) 県営明神地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営明神地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営明神地区ため池等整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年三月三日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(八五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年二月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字小野田字西ヶ迫及び字五反田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市稲荷町一〇番二三号

富士商株式会社

平成二十年一月十九日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）